



INDEX

■ 第一章 ひととは旅をやめない ひととは支配をやめない

■ GST 年次申告フォーム「GSTR-9」について



Chapter.01

第一章 ひととは旅をやめない ひととは支配をやめない

今月 2020 年 9 月 21 日に、インドでは例年約 700 万人が訪れるというタージ・マハルへの入場が、新型コロナウイルスによるロックダウン以来実に約 6 か月ぶりに再開されました。約 8 年前の 2012 年下旬に筆者が初めて訪れた時は、可愛らしい修学旅行生たちが、廟内見学のために密着行列を作っていたのがとても微笑ましく、おもわずパチリと撮ってしまいましたが、今回はこういう事が起こらないよう、厳格に社会的距離を保つ対策が講じられているということです。

さて、タージ・マハルを代表としたインド北部の有名な歴史的建造物は、イスラム様式であるものも多く、それもそのはず、とくに 17 世紀後半は、世界の GDP の実に約 4 分 1 を占めていたとされるイスラム王朝ムガル帝国が、インド亜大陸の大半を支配していたことは前回お話ししました。



しかしインドの歴史家ハルバンス・ムキアによる推計によれば、その時代の人口の常に 85% 以上は、ヒンドゥ教をはじめとした異教徒(非イスラム教徒)であったため、タージ・マハルを建立した帝国 5 代皇帝シャー・ジャハーン の祖父にあたる 3 代皇帝アクバルは、宗教的融和政策をとり、非イスラム教徒からのみ徴収する人頭税ジズヤーを廃止しました。

ちなみにこの頃の人頭税とは、納税能力に関係なく、「非イスラム教徒かつ健康な自由人の成人男性」から定額の税を徴収するものでした。ちなみに人頭税は富の再分配の概念に反することから、現在は導入している国家はありません。しかしタージ・マハル完成後に即位した6代皇帝アウラングゼーブの政策はとてどもイスラム色が強く、この人頭税ジズヤを復活させてしまいます。しかし、そのせいでたびたびヒンドゥ教徒の反乱が各地で起こるようになり、さらに、最も大きな税収源であった地租（地価に対してかかる税）を、個人農民からではなく村ごとの一括課税に変え、課税権・徴税権が地方に移るようになったこともあり、地方勢力が増大していきました。それがやがてムガル帝国の分裂・衰退、さらに英国の植民地支配力の増大へとつながっていったのです。

英国の東インド会社は、タージ・マハルが建立される50年以上前の1600年から、インドの特定地域に設立されるようになりました。英国によるインド植民地支配でまず思い浮かぶのは、「英領インド帝国」ですが、それが存在した期間は1947年のインド独立までのわずか68年間でした。それまでの270年以上もの間、英国東インド会社という名の、自らの軍隊や領土をも有するいわば「史上最強の企業」による、植民地としての直接支配地域群がインドには存在していたのです。それらの地域では重い地税が徴収されました。ベンガル管区（現在のコルカタ地域）ではザミンダール（領主層・地主層）に土地所有権を与えて納税させ（ザミンダリー制）、マドラス・ボンベイ両管区（それぞれ現在のチェンナイ・ムンバイ地域）ではライヤト（実際の耕作者・自作農）に土地所有権を認めて直接納税させる（ライヤトワリー制）など、決して全域で統一された制度ではありませんでしたが、強引な農地解体と近代的土地所有制度の導入によって、英国はその支配力をゆるぎないものとし、かつ着実に税金を吸い上げるシステムをつくりあげていったのでした。

今回は、昔のインドの税制として、人頭税や地租地税に少し触れてみましたが、今回は英国とインドにまつわる関税がらみの世界史上の重大事件の数々について触れてみたいと思います。

（次号に続く）

Chapter.02 第二章 GST 年次申告フォーム「GSTR-9」について

前回概要をご紹介したGSTR-9申告について、今回のニュースレターではフォームの各項目の内容と、実務上で注意すべき点を具体的な事例を基にご紹介します。

Ⅰ GSTR-9 フォームの各項目の内容

GST 年次申告として必要な情報は下記の通り6つのパートに分かれています。

■ 1. Part 1 : 企業情報

企業情報として、下記の情報を入力します。

- ・対象年度
- ・GST 番号
- ・登記上の企業名
- ・通称名（もし登記上の企業名とは別に請求書等で使用している場合のみ）

■ 2. Part 2 : 年間取引総額

対象年度の1年間に発生した売上・仕入取引の取引総額（税抜価格）を記入します。入力フォーマットは「未登録業者（Unregistered person）への売上」「登録業者（Registered person）への売上」「特別経済特区（SEZ）への売上」などの項目別に分かれており、各項目別の金額を入力します。

■ 3. Part 3 : 仕入税額控除の金額

ITC (Input Tax Credit : 仕入税額控除) の金額を、Part 2 と同じように項目別に記入します。なお Part 3 には、仕入先が GSTR-1 で申告している金額が自動的に反映・表示されるので、それ以外の ITC (例えば、RCM (リバースチャージメカニズム) に基づいて、仕入先の代わりに自社で GST を納付した場合など) についてのみ自社で手入力をします。

■ 4. Part 4 : 支払税額

対象年度の1年間に支払った GST の明細を入力します。IGST、SGST、CGST のそれぞれにつき、現金で支払った金額と ITC で支払った (=GST Output と相殺した) 金額をそれぞれ入力します。延滞税や遅延利息を支払った場合には、その金額も入力します。

■ 5. Part 5 : 過年度修正

4月から9月 (GSTR-9 の申告を9月以前に行う場合には、GSTR-9 の申告日) までの間に過年度の GST 申告内容を修正した場合には、当該修正内容。例えば、2020 年2月期の GSTR-3 は 2020 年3月20日が締め切りですが、2020 年6月になって2020 年2月付の請求書が到着した場合には、2020 年6月の GSTR-3B にて当該取引を申告せざるを得ません。このような過年度修正があった場合、この Part 5 で当該修正申告を報告します。修正された取引金額と ITC 金額を記入します。

■ 6. Part 6 : GST 還付など

対象年度に GST の還付請求をしていた場合、また税務当局から申告金額の修正を要求されていた場合などは、その対象となる金額を HSN コードの単位で記入します。

Ⅰ 事例

ここからは GSTR-9 に関して注意すべき事例と、その予防策をご紹介します。

■ 事例1 : GSTR-9 の Part 3 の ITC の金額が GSTR-3B の申告額と異なるケース

日系企業 X 社は、毎月 GSTR-1 と GSTR-3B の申告をしていますが、毎月の GSTR-3B の申告時に仕入先の申告内容が反映されている GSTR-2A の確認を怠っていました。X 社が年次申告を実施するために GSTR-9 の Part 3 に自動表示されている ITC の金額を確認したところ、対象年度に毎月の GSTR-3B で X 社が申告していた ITC の合計金額と一致していないことが判明しました。X 社は仕入先に連絡し、GSTR-1 の修正をしてもらいました。

このような状況を避けるためには、毎月の GSTR-3B 申告時に、仕入先が正しく GSTR-1 を申告しているかどうかを GSTR-2A で確認する必要があります。

GSTR-2A の詳細は過去のニュースレター「[NEWS LETTER VOL.7 GST 照合フォーム「GSTR-2A」\(前編\)](#)」と「[NEWS LETTER VOL.8 GST 照合フォーム「GSTR-2A」\(後編\)](#)」をご参照ください。

■ 事例2 : GSTR-9 の申告後に過年度の請求書が到着したケース

日系企業 Y 社は、2020 年3月度の GSTR-3B 申告を 2020 年4月に完了し、同時に 2020 年3月期の GSTR-9 の申告も完了しました。ところが、2020 年5月になって仕入先から 2020 年2月付の請求書が到着しました。

CGST 法 (Central Goods and Services Tax Rules, 2017) の 16 条 (4) において、「前課税年度の ITC を取得できるのは、GSTR-9 の申告日か9月の GST 申告のいずれか早い方」という規定があります。

例えば、2020 年2月の請求書に対する支払に紐づく ITC を取得したい場合には、2020 年9月度の GSTR-3B 申告期限 (2020 年10月20日) または 2020 年3月期の GSTR-9 申告日のいずれか早い方が期限ということになります。

Y 社の場合、GSTR-9 の申告を4月に完了してしまったために、2020 年 2 月度の請求書が到着した 2020 年 5 月の時点ですでに前課税年度の ITC 取得期限が過ぎてしまっていることとなり、結果的に当該支払に紐づく ITC を取得することができませんでした。

上記のような事態を防ぐためには、GSTR-9 の年次申告を不必要に急いで完了しようとすることはオススメいたしません。GSTR-9 の申告期限は翌年度の 12 月末（例えば、2020 年 3 月期の GSTR-9 申告期限は 2020 年 12 月 31 日）ですので、前課税年度の ITC 取得が確定する 10 月 20 日以降に年次申告の準備を開始しても十分に間に合います。

■ 事例3：GSTR-9 の売上申告額が決算書と不一致であったケース

日系企業 Z 社は、日本の本社へ輸出免税にて製品を輸出していました。月次申告の GSTR-1 や GSTR-3B では、「輸出免税」や「GST 税率 0%」などの GST が課税されない売上取引も含めて全ての売上を申告する必要があります。

GSTR-1 で申告すべき項目の詳細は、過去のニュースレター「NEWS LETTER VOL.3 GST 申告フォーム「GSTR-1」」を、GSTR-3B で申告すべき項目の詳細は「NEWS LETTER VOL.6 GST 申告フォーム「GSTR-3B（後編）」」をご参照ください

ところが Z 社は、GST 申告では GST 課税対象の取引のみを申告すれば良いものと誤解し、毎月の GSTR-1 および GSTR-3B の申告において GST 対象外の取引を申告していませんでした。

Z 社は毎月の GSTR-1 と GSTR-3B 申告額に基づいて GSTR-9 の年次申告を行ったため、GSTR-9 にも輸出売上は計上されていません。すると、年次申告後しばらくして、税務当局より「法人税申告で提出されている監査済決算書に記載されている売上額と GST 申告での売上高が一致していない」という指摘を受け、税務調査を受けることになってしまいました。

Z 社の場合、GST 納付額には問題ありませんでしたが、GST 申告での売上額が監査済決算書の売上額と一致していない場合には税務当局から不要な疑いを抱かれるリスクがあります。

従って、監査済決算書に記載された売上額が漏れなく GSTR-9 で申告されていることを確認する必要がありますが、もし GSTR-9 と監査済決算書の数字に不一致を発見した場合、1 年分の取引を全て遡って確認しなければならず必要以上の手間がかかりますから、毎月の GSTR-1 および GSTR-3B 申告時に、月次決算書において会計上認識している売上高と、GST 申告において税務上認識している売上額とが一致していることを確認しておくことが大切です。

GST 年次申告フォーム “GSTR-9” の注意事項

- 仕入取引については、毎月の GSTR-1 と GSTR-3B の申告時に仕入先の申告内容が反映されている GSTR-2A を確認することが重要です。月次の申告を適切に行うことにより、年度申告のときに慌てることなく余裕をもって申告をすることができます。
- 売上取引については、毎月の GSTR-1 と GSTR-3B の申告時に月次の決算書の売上高と GST 申告での売上高が一致していることを確認することが重要です。月次決算のタイミングで毎月照合をしていれば、年度末の監査済決算書と GST 年次申告額が不一致になるという事態になりません。

以上

執筆者紹介 About the writer



吉盛 真一郎

慶応義塾大学経済学部卒。日本・香港・スリランカ・インドにて、日系企業の経理・財務・総務業務に約14年従事。スリランカにてCSR業務から派生したソーシャルビジネスの起業実績もあり、経営者として管理業務実績を数多く積んでいる。2019年よりバンガロールを中心とした南アジアに強い会計・税務コンサルタントとして日系企業のインド進出を支援している。
(第一章 担当)



木内 達哉

東京大学経済学部卒。IT業界での営業職を経て、経営企画室にて予算管理や内部統制整備、法務コンプライアンス業務、また、財務経理部にて海外子会社の経理業務などを含む幅広い経営管理業務に約10年従事。2018年より南インドに移住し、インド会計・税務コンサルタントとして日系企業のインド進出を支援している。
(第二章 担当)

ニュースレターに関するご意見や、サービスに関するお問い合わせは下記よりご連絡ください。



Global Japan
Consulting

Global Japan AAP Consulting Private Limited

吉盛 : s.yoshimori@g-japan.com / 木内 : t.kiuchi@g-japan.com

当 PDF ドキュメントの内容、テキスト、画像等の無断転載・無断使用を固く禁じます。
また、NAVER まとめ等のまとめサイトへの引用を厳禁いたします。

Unauthorized copying and replication of the contents of this site, text and images are strictly prohibited.